

平成29年

第1回市議会定例会 議案第35号

函館市税条例等の一部を改正する条例の制定について
函館市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例等の一部を改正する条例

(函館市税条例の一部改正)

第1条 函館市税条例(昭和25年函館市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第14条の2第1項中「左欄に掲げる」の後ろに「同条の」を加え、同項の表中「第65条第2号ア(イ)」を「第2号ア(イ)」に、「第65条第2号ア(ウ)」を「第2号ア(ウ)」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の後ろに「同条の」を加え、同項の表中「第65条第2号ア(イ)」を「第2号ア(イ)」に、「第65条第2号ア(ウ)」を「第2号ア(ウ)」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の後ろに「同条の」を加え、同項の表中「第65条第2号ア(イ)」を「第2号ア(イ)」に、「第65条第2号ア(ウ)」を「第2号ア(ウ)」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成

28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「左欄に掲げる」の後ろに「同条の」を加え、同項の表中「第65条第2号ア（イ）」を「第2号ア（イ）」に、「第65条第2号ア（ウ）」を「第2号ア（ウ）」に改める。

第2条 函館市税条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号および第3号中「第78条第1項」を「第64条の7第1項の申告書，第78条第1項」に改める。

第26条の5中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第63条第1項および第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第63条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、「対して軽自動車税を」を削り、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第63条の2を削る。

第64条を次のように改める。

（軽自動車税のみならず課税）

第64条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自

動車の取得者または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車またはその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第64条の次に次の8条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第64条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（種別割の課税免除）

第64条の3 商品であつて使用されていない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

2 前項の規定は、軽自動車等の所有者が、同項に規定する軽自動車等に該当することを証するに足りる書類を市長に提出しない場合には、適用しない。

（環境性能割の課税標準）

第64条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得の

ために通常要する価額として地方税法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第64条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第64条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第64条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、地方税法施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)

は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、地方税法施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第64条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなく申告または報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第64条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車または第69条の2第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、市長が別に定める。

第65条の見出しを「(種別割の税率)」に改め、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「ウ) 四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円 を

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円」

「ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円 に改める。

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円」

第66条の見出しならびに同条第1項および第2項ならびに第66条の3(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第67条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項お

よび第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「第63条第2項」を「第64条第1項」に改める。

第68条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第63条第2項」を「第64条第1項」に改める。

第69条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に、「免除」を「減免」に改める。

第69条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の後ろに「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第69条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第70条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第63条の2」を「第64条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第71条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第14条の2の見出し中「軽自動車税」の後ろに「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を削り、「軽自動車税」の後ろに「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

| | | |
|-----------|---------|---------|
| 第2号ア（イ） | 3,900円 | 4,600円 |
| 第2号ア（ウ） a | 6,900円 | 8,200円 |
| | 10,800円 | 12,900円 |
| 第2号ア（ウ） b | 3,800円 | 4,500円 |

| | | |
|--|------------|------------|
| | 5, 0 0 0 円 | 6, 0 0 0 円 |
|--|------------|------------|

附則第 1 4 条の 2 第 2 項から第 4 項までを削り、同条の次に次の 5 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の 3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、北海道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第14条の 4 市長は、当分の間、第 6 4 条の 9 の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第14条の 5 第 6 4 条の 7 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「北海道知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第14条の 6 市は、北海道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 2 9 条の 1 6 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として北海道に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の 7 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第 6 4 条の 5 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------|------------|----------------|
| 第 1 号 | 1 0 0 分の 1 | 1 0 0 分の 0 . 5 |
| 第 2 号 | 1 0 0 分の 2 | 1 0 0 分の 1 |
| 第 3 号 | 1 0 0 分の 3 | 1 0 0 分の 2 |

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第64条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

（函館市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 函館市税条例の一部を改正する条例（平成26年函館市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の後ろに「の種別割」を加え、「新条例第65条および新条例」を「函館市税条例第65条および」に改め、「左欄に掲げる」の後ろに「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

| | | |
|-----------------------------|---------|--|
| 第65条第2号ア （イ） | 3,900円 | 3,400円 |
| 第65条第2号ア （ウ）a | 6,900円 | 6,200円 |
| | 10,800円 | 7,900円 |
| 第65条第2号ア （ウ）b | 3,800円 | 3,400円 |
| | 5,000円 | 4,400円 |
| 附則第14条の2 | 第65条 | 函館市税条例の一部を改正する条例（平成26年函館市条例第38号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第65条 |
| 附則第14条の2 の表第2号ア（イ） の項 | 第2号ア（イ） | 平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第65条第2号ア（イ） |
| | 3,900円 | 3,400円 |

| | | |
|-------------------------------------|-----------------|---|
| 附則第 14 条の 2 の表第 2 号ア (ウ) a の項 | 第 2 号ア (ウ) a | 平成 26 年改正条例附 則第 6 条の規定により 読み替えて適用される 第 65 条第 2 号ア (ウ) a |
| | 6, 900 円 | 6, 200 円 |
| | 10, 800 円 | 7, 900 円 |
| 附則第 14 条の 2 の表第 2 号ア (ウ) b の項 | 第 2 号ア (ウ) b | 平成 26 年改正条例附 則第 6 条の規定により 読み替えて適用される 第 65 条第 2 号ア (ウ) b |
| | 3, 800 円 | 3, 400 円 |
| | 5, 000 円 | 4, 400 円 |

(函館市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 函館市税条例等の一部を改正する条例 (平成 27 年函館市条例第 47 号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 6 項の表第 11 条第 1 項第 3 号の項中「第 78 条第 1 項」を「第 64 条の 7 第 1 項の申告書, 第 78 条第 1 項」に改める。

(函館市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 函館市税条例等の一部を改正する条例 (平成 28 年函館市条例第 46 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 26 条の 5 の改正規定を削る。

附則第 1 条中第 2 号を削り, 第 3 号を第 2 号とする。

附則第 2 条第 4 項を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は, 公布の日から施行する。ただし, 次の各号に掲げる規定は, 当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第14条の2の改正規定および附則第3条の規定
平成29年4月1日

(2) 第2条から第4条までの規定ならびに次条および附則第4条の規定
平成31年10月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の函館市税条例（以下「31年新条例」という。）第26条の5の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の函館市税条例附則第14条の2の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限および軽自動車税の税率の特例の適用期限を延長し、法人の市民税の法人税割の税率を改定する時期を変更し、軽自動車税の環境性能割に関する規定を設け、ならびに規定を整備するため